

(仮称) 岩城・雄和風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の一部は高尾山鳥獣保護区と重なっており、想定区域周辺には特定植物群落や植生自然度の高い植生が存在している可能性がある。また、複数の住居等が想定区域周辺に存在することから、専門家の意見等を踏まえ、本事業の実施による環境影響を回避し、又は低減するよう十分配慮すること。なお、意見聴取は複数の専門家に対して行うなど、環境影響評価の客観性及び妥当性の確保に努めること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること。
- (3) 今後の事業計画の検討に当たっては、地域住民等からの情報収集に努め、影響を受けるおそれのある環境要素に係る影響の程度について、必要に応じて調査及び予測を行い、その結果を総合的に評価して事業の「位置・規模」及び「配置・構造」の決定に反映すること。
- (4) 方法書においては、事業の「位置・規模」及び「配置・構造」を可能な限り明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討内容やその結果を記載すること。
- (5) 本事業で検討中の発電所出力は 13 万 kW を超え、県内の陸上における風力発電所としては最大規模となることに加え、想定区域周辺には、同規模程度の風力発電所が複数計画されているほか、既設の風力発電所も存在している。さらに、想定区域の一部が他の計画中の風力発電所と重なっていることから、これら他事業者との情報共有に努め、本事業の実施による累積的な影響を回避し、又は低減するよう配慮すること。

2 個別的事項

(1) 騒音、超低周波音及び風車の影

想定区域周辺には複数の住居等が存在することから、施設の稼働に伴う騒音、超低周波音及び風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、事業の「位置・規模」及び「配置・構造」の決定に当たっては、複数の住居等と風力発電機との距離を適切に確保する等により、本事業の実施に伴

う騒音、超低周波音及び風車の影による影響を回避し、又は低減するよう配慮すること。

(2) 動物

想定区域及びその周辺は、ガン・カモ・ハクチョウ類や猛禽類等の渡り経路となっている可能性があることに加え、複数の風力発電所が集中して設置・稼働することによる累積的な影響も考えられることから、本事業の実施による鳥類への影響が懸念される。

このため、事業の「位置・規模」及び「配置・構造」の決定に当たっては、今後の現地調査の結果や専門家の助言、最新の知見・事例等を踏まえ、本事業の実施による鳥類の飛翔経路の遮断・阻害やバードストライクの発生による影響を回避し、又は低減するよう配慮すること。

(3) 景観

想定区域周辺には複数の住居等が存在することから、本事業の実施による日常生活の場からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、事業の「位置・規模」及び「配置・構造」の決定に当たっては、地域住民等からの意見を踏まえ、風力発電機の配置を見直す等により、本事業の実施による日常生活の場からの景観への影響を回避し、又は低減するよう配慮すること。